

積極的な女性委員の登用を推進します 女性も意思決定の場へ



内閣府の令和3年度「男女共同参画週間」のキャッチフレーズは「女だから、男だからではなく、私だから、の時代へ」です。自分を中心に、私を信じ、創り上げた自由な発想が受け入れられる社会。みんなで築いていく、男女共同参画社会とは？皆さんが進んでいく社会への願い・想いのこもったキャッチフレーズです。
男女共同参画について、詳しくは、**国政** 策創造課(☎2396)へ。

誰もが輝けるまちづくりを

市は、全ての人がお互いの人権や尊厳を大切にし、支え合い、誰もが自分らしく生き生きとした人生を送り、さまざまな人の能力が発揮されている活力ある社会の実現を目指しています。「共生社会実現のまち 渋川市」を掲げて、世代や分野を超えた取り組みを行っています。

男女共同参画における国の動き

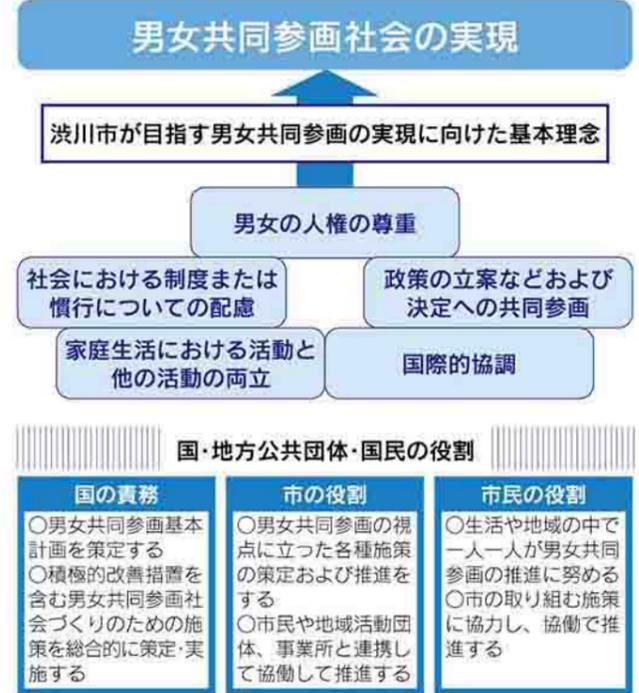
国「第4次男女共同参画基本計画」では、2020年までに、社会のあらゆる分野において、指導的地位に女性が占める割合が30%程度となるよう目標を掲げていました。そのため、令和3年度からの国の「第5次男女共同参画基本計画」では、2020年代の可能な限り早期に30%とするとしました。

本市の女性委員登用率

まちづくりの意思決定過程に男女が対等な構成員として参画し、意見や考えを反映するために、「第2次渋川市男女共同参画計画」で

について、この機会に考えてみましょう。

審議会などにおける女性委員の登用が推進され、男女がともに施策・方針の意思決定の場に参画することは、性別にかかわらず社会を担う構成員として一人一人の考え、生き方が尊重される社会を実現する一歩となります。



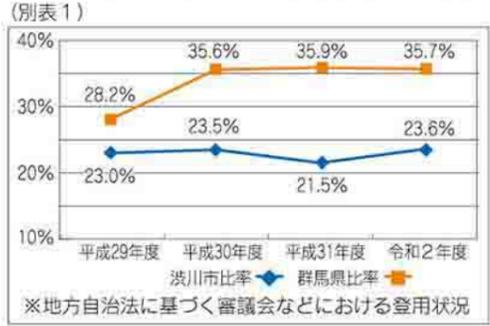
女性の参画で暮らしやすい社会に
店長として働いていましたが、結婚後に退職しました。家庭と仕事の両立がしやすければ、退職する必要はなかったのではないかと。その思いから、市の男女共同参画推進懇談会委員に応募しました。



小林 恵美さん (石原)
渋川市男女共同参画推進懇談会委員

家庭と仕事の両立は難しく、時間が足りない日々を感じています。心の余裕がないことも、審議会などで女性委員が少ない理由の一つではないでしょうか。また、育児参加を希望する父親を受け入れない企業や社会の現状も、女性の活躍の支障になっています。まずは、意思決定の場に女性が参加することが、自分たちの暮らしやすさにつながると思います。勇気を出して、審議会などに参加し、声を上げてほしいです。

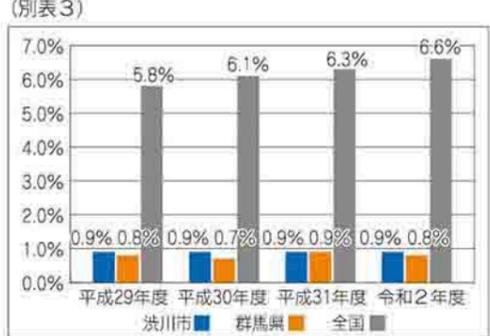
審議会などにおける女性委員比率推移



市内自治会長の女性登用状況

年度	男性	女性	総数	女性の割合
令和3年度	104	1	105	0.9%
令和2年度	104	1	105	0.9%

自治会長の女性登用割合の推移



出典：内閣府男女共同参画局

女性委員登用ポジティブ・アクションプランを策定

市は、今年6月にポジティブ・アクションプランを策定

は、市が設置する審議会、委員会などへの女性委員登用率の目標値を35%と定めて、女性委員の積極的な登用促進を図っています。しかし、全審議会などにおける女性委員の登用率は、23.6%（令和2年4月1日現在）です。※別表1参照

女性の参画拡大を図るための具体的で実効性のある取り組み方策を掲げ、積極的な推進に取り組みます。プランの概要は、下段右側のとおりです。

自治会長の選出ルールの見直しや市民公募の積極的な参加、団体から委員を推薦する際には、女性の参画が促進されるように協力をお願いします。

審議会等への女性委員登用に関するポジティブ・アクションプラン

市は、「第2次渋川市男女共同参画計画」に基づき、各種取り組みを進めてきました。各種審議会などへの女性委員の登用を推進する「ポジティブ・アクションプラン」を策定することで、計画の目標値達成のため、より具体的で実効性のある取り組みを推進します。渋川市男女共同参画計画は、市ホームページに掲載しています。



市ホームページはこちら▲

【全審議会などにおける女性委員の登用率】
令和2年4月1日現在
23.6% → 35%超 令和7年度目標値
市で行う具体的な方策
▷学識経験者の委員選考
▷関係機関・関係団体などへの委員派遣の要請
▷市民委員の公募のあり方
▷審議会などへの女性委員の登用状況の公表
▷市民委員公募時の一時保育のあり方 など
実施期間 令和3年6月1日～令和6年5月31日

6月23日は市男女共同参画週間です

市立図書館
「男女共同参画展」の開催
関連する図書や資料を約60冊展示しています。
期間 6月23日(水)まで
小学4年生へ男女共同参画リーフレットを配布
家庭でも一緒に考えるための資料として、学校から配布します。
講演・セミナーの開催
市民に向けた意識改革のための啓発活動を積極的に行っていきます。

講座などでの託児の実施
保育士の資格を持つ保育サポーターによる託児を行っています。
性差を感じたときの相談先
ぐんま男女共同参画センター(☎027-1224-1221)で話を伺います。実施日は確認してください。

▽女性相談 ☎027-1224-1521
▽男性相談 ☎027-1224-1521

